

延滞金について(お知らせ)

正当な理由なく納期限までに入金しなかった場合には、延滞金が増算されます。

裏面に記載している「延滞金免除基準」に該当する場合は、延滞金の全部又は一部を免除できますので、申請してください。

延滞金の計算方法

- ① 返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき金額に年10.95%の割合を乗じて計算します。
- ② 金額の基礎となる額に、1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとし、その計算した延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- ③ 延滞金の額の計算につき、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

計算例

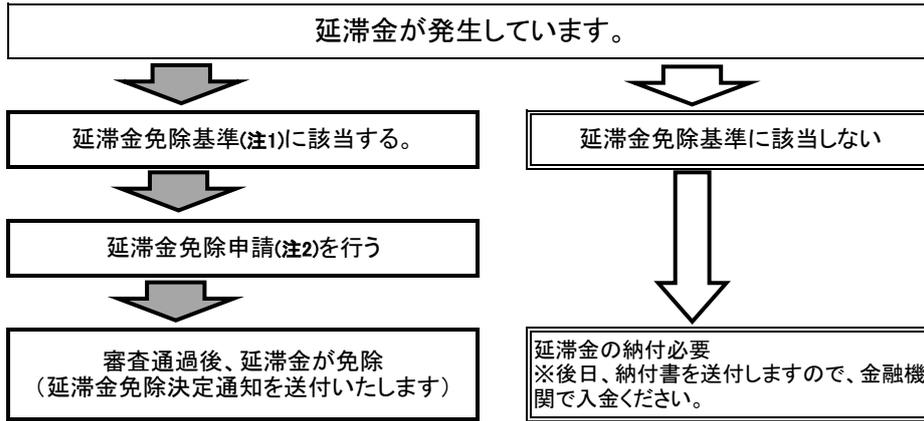
納付期日がH25.8.27である5,400円の返還金の納付(口座振替)が遅れ、4年後のH29.8.27に納付した場合

- 返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数 → 1,459日
- ②により、5,400円 → 5,000円
$$\frac{1,459}{365}$$
- ①により、5,000円 × $\frac{1,459}{365}$ × 10.95% ≒ 2,188円
→ ②により、2,100円

延滞金は 2,100円になります。

裏面に続きます。

◆延滞金の発生及び免除申請について(重要なお知らせ)◆



(注1) 延滞金免除基準について

事 由	必 要 書 類
(1)死亡したとき	戸籍抄本等死亡を証明する書類
(2)精神又は身体の障害により労働能力を喪失したとき	医師又は歯科医師の診断書等
(3)破産その他の事由により延滞金の支払が困難となったとき	裁判所が通知する破産決定通知書等、その事実を証明する書類
(4)本人の責に帰することができない事由により延滞金が生じ、延滞金を請求することが適当でない認められるとき	本人からの申立書又はその事実を証明する書類
(5)高等学校、大学等、大学院又は専修学校の専門課程に在学するとき	在学証明書
(6)(5)の学校のほか各種学校又は専門的な教育若しくは職業訓練等を受けるための学校等に概ね1年以上在学するとき	
(7)学校進学準備中のとき	出身学校長又は担任の証明書
(8)外国にあって学校に在学し、又は研究に従事するとき	在学証明書、その機関の長の証明書
(9)生活保護法による生活保護を受けているとき	生活保護を受けていることがわかる書類
(10)失業・求職中であるとき	求職受付票の写し、雇用保険受給資格者証の写し、離職証明書の写し
(11)災害・傷病(同一生計の家族を含む)等により延滞金の支払が困難となったとき	罹災証明書、医師又は歯科医師の診断書等
(12)経済的理由(低所得) ○所得基準 ※給与収入ではありません 本人のみ 172万円以下 本人と扶養者1名 218万円以下 ※以後、扶養者1名増えるごとに46万円加算	前年分の本人の源泉徴収票、確定申告書の控え又は、市町村が発行する本人の所得金額記載の課税(非課税)証明書 給与所得の場合 給与所得＝給与収入－給与所得控除額 です。 本人のみの場合で、所得が172万円の場合は、収入は約272万円になります。
(13)本人が返還金の支払能力がなくなったため、連帯保証人又は保証人若しくは関係人(以下連帯保証人等)が本人に代わって返還金を納付している場合であって、連帯保証人等が(1)から(4)まで及び(9)から(12)までの事由に該当するとき。	連帯保証人等の(1)から(4)まで及び(9)から(12)までに該当する必要書類

(注2) 延滞金免除申請について

延滞金免除申請書に記入いただき、当てはまる必要書類を添付の上、右記提出先まで提出してください。

※延滞金免除申請については、事由にかかわらず1年ごとの申請が必要です。

※証明書類を用意できる場合は、過年度分の免除申請も可能です。

○問い合わせ・提出先

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県教育庁 生涯学習課 奨学班

TEL: 073-441-3663

Email: e5006002@pref.wakayama.lg.jp

(メールアドレスQRコード)

